

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」(以下「低入札調査試行要領」という。)に基づく失格基準価格を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

1 予定価格が50万円を超えWTO適用基準額未満の建設工事に係る委託業務

(1)「低入札調査試行要領」第7により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。

(2)「低入札調査試行要領」第6により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。

2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効(失格)又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」をご覧ください。

3 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜打ち審査の実施を決定した場合は、発注機関の長より通知しますので、あらかじめご承知ください。

4 本業務は、委託業務等成績評定の対象→対象外です。

令和8年(2026年) 9月7日

長野県 松本建設事務所長

記

○ 入札の方式 総合評価落札方式(技術者実績等簡易型)

1 業務の概要

(1) 業 務 名 令和8年度 県単道路防災事業に伴う設計業務

(2) 業 務 箇 所 名 (主)松本和田線 松本市 第四発電所下

(3) 業 務 概 要 道路構造物(法面工)詳細設計 L=0.06km

(4) 履 行 期 間 契約日の翌日から約160日間

(5) 支 払 条 件 前金払 委託契約書(案)第35条の規定に基づき業務委託料(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の履行高予定額)の3割の範囲内で前金払する。ただし、業務委託料が50万円未満の業務を除く。

部分払 行わない。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)	入 札 参 加 資 格 業 種	建設コンサルタント(道路)
(2)	業 者 登 録 に 関 す る 要 件	建設コンサルタント(道路)の登録を受けていること。
(3)	配 置 技 術 者 に 関 す る 要 件	管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。 ・技術士 建設部門(道路) ・認定技術管理者 道路部門 ・RCCM 道路部門 照査技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。(管理技術者との兼務不可) ・技術士 建設部門(科目指定なし) ・認定技術管理者 道路部門 ・RCCM 道路部門
(4)	同 種 業 務 の 実 績 に 関 す る 要 件	なし
(5)	県 業 務 の 契 約 実 績 に 関 する 要 件	なし
(6)	営 業 所 の 所 在 地 に 関 す る 要 件	県内に本店を有していること。
(7)	そ の 他 の 参 加 資 格 要 件	公告日時点で所属技術者が3人以上いる者。(技術者とは、技術士又はRCCM又は認定技術管理者のいずれかの資格を有する者をいう。)

3 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
設計図書等の ホームページ等 への掲載	令和8年9月7日(月)から	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
閲覧のみとする書類	すべて入札情報システムへ掲載 注)1のとおり	長野県松本市大字島立1020 松本建設事務所 総務課
質問書の受付	令和8年9月8日(火)から 令和8年9月10日(木)午後5時まで 3 日間	長野県松本市大字島立1020 松本建設事務所 総務課 FAX番号:0263-47-8718 メールアドレス: matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp
回答の閲覧	令和8年9月9日(水)から 注)2のとおり 最終回答期限 令和8年9月14日(月)	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法	電子入札のみ	

入札書等提出開始日及び 入札書等提出期限	①入札書等提出開始日 令和8年9月15日(火) 注)3のとおり ②電子入札書等提出期限 令和8年9月18日(金) 午後1時00分まで 注)4のとおり	
開 札 日 時	令和8年9月29日(火) 午前9時00分から 注)5のとおり すべての開札状況は、入札情報システム へ掲載します。	
予定価格、開札後公表設計書、価格以 外の評価結果の公表	令和8年9月30日(水)	
予定価格、価格以外の評価結果に対す る疑義申立て	令和8年9月30日(水)から 令和8年10月1日(木) 午前12時00分まで2日間	長野県松本市大字島立1020 松本建設事務所 総務課 FAX番号:0263-47-8718 メールアドレス: matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日	令和8年10月2日(金)	
落札予定日	令和8年10月9日(金)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定した日の翌日 注)7のとおり	

- 注) 1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(入札情報システムへの掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 3 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知のうえ、入札書等の提出を行ってください。
- 4 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時(休日を除く。)です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査により変更する場合があります。
- 7 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページ(入札情報システム)
(<https://www.pref.nagano.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。
- 8 価格以外の評価結果(技術提案に対する評価を除く)について疑義がある場合は、結果を公表された日を含めて2日間(休日を含まない)の受付期間(受付最終日の締め切り時間は午前12時とする)に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目(技術提案項目を除く)について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。

ア 受付場所 別記「入札担当(問合せ先)」に同じ。

イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について(様式17号)」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。

ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

1) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

総合評価の落札者決定基準は、別添1に記載のとおりです。

2) 入札時に提出が必要な資料

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	①入札書 ②業務費内訳書	(1) 電子入札の場合 ②は、通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」の内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、別記「入札担当(問合せ先)」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書(様式5-3)を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」(https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/yousiki.html)に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)も提出してください。(上記URLに参考様式を掲載) ファイル容量は全体で3MB以下としてください。
総合評価落札方式実施要領	③価格以外の評価点申請	(2) ①②③のいずれかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)は、この対象とはしない。 (3) ③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分精査してください。

3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料

本件においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上ある時は、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕7(4)による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の入札参加資格要件及び総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、発注機関の長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、次に掲げる書類を持参、郵送又は発注機関の指定する方法により提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」の「10 落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出」の記載によります。	
総合評価落札方式実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書(様式5-8号)により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

4) 価格以外の評価内容の確保等

- ① 発注機関の長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取消することがあります。
- ② 発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては以下のとおり取り扱うものとします。
 - ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第43条第6号による契約解除を行うことができるものとします。
 - イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。
 - ウ 工期短縮等の技術提案の評価点、又は工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。
 - エ 工事(業務)成績評定においてマイナス評価とします。
- ③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で業務費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

5) その他

- ① 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。
- ② 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等(閲覧設計書、特記事項(特記仕様書を含む)、数量計算書、設計図面)について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 特記事項(特記仕様書を含む)
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

(※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。)

6 その他の入札条件

1) 上記に定める以外は、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」(Q&A)、「受注希望型競争入札に関する質問・回答」(Q&A)及び「長野県電子入札システム利用規約」に示すとおりです。

2) 本件は『一抜け方式』を採用しております。
対象工事、取扱い は別添2に記載のとおりです。

7 入札担当(問合せ先)

松本建設事務所総務課	長野県松本市大字島立1020
電話番号 0263-40-1895	担当 宮澤
ファックス 0263-47-8718	
メールアドレス	matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp

8 設計図書等の入手方法について

入札情報システムのダウンロード機能による工事設計図書等の頒布期間は、公告の日から1年間です。

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)
※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		86.00点	価格点＝配点×調査基準価格／入札価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ただし、調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札調査試行要領第6による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※3 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価格以外の評価点	業務成績	6.0点	評価点＝ 6 点×(業務成績点－60)／(最高業務成績点－60) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 業務成績点は、入札者の長野県発注業務の過去2か年に完了した業務のうち業種ごと評価する評価対象業種が一致する業務成績評定点を単純平均して求める。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] ○評価対象業種は『建設コンサルタント』です。 なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] <table><tr><th>業務成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>業務成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※2 最高業務成績点は、全入札者中で業務成績点が最高の者の点数とする。 ※3 業務成績点が84点以上の場合は、業務成績点及び最高業務成績点を84点として計算する。(評価点の計算において、84点を上限とする。) ※4 業務成績点が60点の場合及び過去4か年に業務成績評定点がない場合の評価点は0点、60点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、業務成績評定点を0点とする。	業務成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	業務成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
	業務成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																					
令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
業務成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
	業務実績	0.25点	過去3か年に委託業務に係る長野県優良技術者表彰の受賞実績を有する者 :0.25点 (表彰日が令和5年度から令和7年度の受賞者に限る) 【落札候補者資格審査時の提出書類】優良業務等表彰実績調書(様式5－10号)																				

評価項目			配点	評価点の算定方法								
価格以外の評価点	管理技術者の評価点	実績	2.0点	a 過去15年間に法面工詳細設計(植生工を除く)業務の担当実績が5件以上ある者 :2.0点 b 上記a以外で過去15年間に法面工詳細設計(植生工を除く)業務の担当実績が2件以上ある者 :1.0点 (補足説明)「〇〇業務」とは、〇〇〇〇の一連の業務を指し、部分的な修正作業は対象外とする。 ※1 公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された業務を元請した実績により評価する。 ※2 コンサルタント業務にあつては管理技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、照査技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての、測量・調査業務にあつては主任技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、現場代理人(平成21年3月31日までに公告された案件で、平成●年●月●日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての実績に限る。 ※3公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は主任技術者)のどちらか一方とし、組み合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) ※4 業務成績評定点が60点未満のものは実績として認めない。 【落札候補者資格審査時の提出書類】同種業務実績調書(様式5-5号)								
		成績	1.0点	a 過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する技術者、又は委託業務に係る長野県優良技術者表彰(令和5年度から令和7年度の受賞者を対象)を受賞した若手技術者(公告日現在で40歳未満に限る)を配置できる場合 :1.0点 b 上記a以外で過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 :0.75点 c 上記a、b以外で過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が78点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 :0.5点 <table><tr><th>業務成績評定点の対象となる過去3か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和5年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和5年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和5年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※1 業務成績評定点は、コンサルタント業務にあつては管理技術者としての、測量・調査業務にあつては主任技術者としての評定点に限る。 ※2 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した技術者を配置する場合は、その休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができる。 ※3 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)が担当した管理技術者としての実績等で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は補助主任技術者)のどちらか一方とし、組合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)。産前産後休業・育児休業・介護休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価する場合は、その休業期間を証明する書類。	業務成績評定点の対象となる過去3か年の期間	公告日	令和5年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日
業務成績評定点の対象となる過去3か年の期間	公告日											
令和5年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日											
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日											
令和5年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日											
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日											

評価項目		配点	評価点の算定方法
価格以外の評価点	管理技術者	継続教育 (CPD)	0.75点 a 建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が40単位以上の技術者を配置できる場合 :0.75点 b 上記a以外で建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が30単位以上の技術者を配置できる場合 :0.5点 ※学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)
		手持ち業務量	-1.0点 a 長野県事業の手持ち業務量が6件以上ある管理(主任)技術者を配置する場合 :-1.0点 b 上記a以外で長野県事業の手持ち業務量が4件以上ある管理(主任)技術者を配置する場合 :-0.5点 ※1 手持ち業務量は、公告日時点で管理技術者は管理技術者としての、主任技術者は主任技術者(測量業務)として携わっている業務の合計により評価する。 ※2 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)が担当している管理技術者としての手持ち業務量で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は補助主任技術者)のどちらか一方とし、組み合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者の手持ち業務量調書(様式5-12号)
		資格	0.5点 a 技術士 建設部門(道路)の資格を有する技術者が配置できる場合 :0.5点 b 上記a以外で〇〇の資格を有する技術者が配置できる場合 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。 ※3 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)が担当している管理技術者としての資格で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は補助主任技術者)のどちらか一方とし、組み合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)
		若手技術者	-0.25点 設計(測量・調査)業務にあつて公告日現在で40歳未満の管理(主任)技術者を配置する場合 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)
	照査技術者	実績	1.0点 a 過去15年間に法面工詳細設計(植生工を除く)業務の担当実績が5件以上ある者 :1.0点 b 上記a以外で過去15年間に法面工詳細設計(植生工を除く)業務の担当実績が2件以上ある者 :0.5点 ※1 公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された業務を元請した実績により評価する。 ※2 コンサルタント業務にあつては管理技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、照査技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての、測量・調査業務にあつては主任技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、現場代理人(平成21年3月31日までに公告された案件で、平成●年●月●日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての実績に限る。 ※3 業務成績評定点が60点未満のものは実績として認めない。 【落札候補者資格審査時の提出書類】同種業務実績調書(様式5-5号)

評価項目			配点	評価点の算定方法							
価格以外 の評価点	照査技術者	継続教育 (CPD)	0.5点	建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が30単位以上の技術者を配置できる場合 :0.5点 ※1 学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)							
		資格	0.5点	a 技術士 建設部門(道路)の資格を有する技術者が配置できる場合 :0.5点 b 上記a以外で〇〇の資格を有する技術者が配置できる場合 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることが必要。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)							
	地域要件		1.0点	a 中信地区に本店を有する者 :1.0点							
	社会貢献	緊急調査・当番登録等	0.5点	a 該当年度の長野県の災害時緊急調査当番登録「測量及び設計業務」がある者のうち長野県からの依頼を受けて緊急調査を行った者又は長野県若しくは長野県内市町村との災害協定に基づく災害活動実績(緊急調査等)を有する者 :0.5点 b 上記a以外で該当年度の長野県の災害時緊急調査当番登録「測量及び設計業務」がある者、長野県若しくは長野県内市町村と災害協定を締結している者又は長野県若しくは長野県内市町村との災害協定に基づかない自治体の要請による災害活動実績(緊急調査等)を有する者 :0.25点 <table border="1"><thead><tr><th>該当年度</th><th>公告日</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和7年度</td><td>令和7年7月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>令和8年7月1日～令和9年6月30日</td></tr></tbody></table> ※災害活動実績(緊急調査等)の期間は、「過去5年間」又は「現年度」を対象とする。過去5年間又は現年度の期間とは、入札公告日の前年度末までの5年間と当該年度の入札公告日前日までに完了した緊急調査等の業務のことです。 【落札候補者資格審査時の提出書類】緊急調査及び災害活動等の実績を証する書類(災害協定を締結している場合は、その締結を証する書類を含む)		該当年度	公告日	令和7年度	令和7年7月1日～令和8年6月30日	令和8年度	令和8年7月1日～令和9年6月30日
				該当年度	公告日						
令和7年度	令和7年7月1日～令和8年6月30日										
令和8年度	令和8年7月1日～令和9年6月30日										
小 計		14.00点									
総合評価点		100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点								